

父子家庭専門相談窓口を開設しました

平成26年10月14日より、父子家庭専門相談窓口を開設しました。電話相談のほか、面接相談（要事前予約）を行います。

(1) 相談内容

- 一般生活相談

父子家庭における子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行います。（離婚前の男性の方でも父子家庭への支援制度の紹介など相談に応じます。）

- 就業相談

家庭の状況、職業の適性、就職・転職への希望、職業訓練の必要性等に応じ助言を行い、各種支援につなげます。

(2) 相談方法 電話と面接（要事前予約）相談に応じます。

(3) 相談窓口

札幌市ひとり親家庭支援センター

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター内

【父子家庭専門相談電話】 011 - 632 - 7132

(4) 相談受付時間

火曜日、木曜日・・・12時～19時 土曜日・・・10時～17時

※年末年始を除きます。

◇その他の支援制度について

札幌市では、母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象とした生活相談や就業支援事業などを行っています。詳細については、下記のホームページをご参照ください。

HP http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/r1_01.html

裏面もご覧ください

父子福祉資金制度が創設されました

平成26年10月から、父子家庭の方を対象とした父子福祉資金制度が創設されました。制度の概要は以下のとおりです。

(1) 父子福祉資金とは

父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的に、必要に応じた資金の貸付を行います。

貸付制度ですので返済していただく必要があります。

(2) 資金の貸付対象者

- 配偶者のない男子で現に児童（20歳未満）を扶養している方
- 配偶者のない男子に扶養されている児童（その児童の修学のための資金に限る）

(3) 資金の種類

- 扶養している児童の修学に必要な資金
- 父子家庭の父又は扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 父子家庭の父が事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- その他

(4) 貸付の手続き

- 「父子家庭専門相談窓口(ひとり親家庭支援センター)」にて事前に御相談ください。基本的な要件等を確認したうえで、各区の申請窓口（各区健康・子ども課）へと御案内いたします。
- 各区健康・子ども課で、申請書や添付書類をもとに審査を行います。その際、貸付を受ける方及び連帯保証人の方と面接等をさせていただきます。
- 審査の結果、貸付を行うことが出来ない場合があります。また、事業開始資金など審査に相当の期間（1～2月程度）を要する資金もあります。

(5) 貸付を受けるための要件

- どの貸付金にも原則として連帯保証人（要件があります）が必要です。
- それぞれの貸付金の趣旨に基づき、貸付にあたって特に必要性の審査を行います。本制度を利用するまでもなく必要な経費を賄えるなどの場合は、貸付を行えないことがあります。

【この資料に関するお問い合わせ先】

札幌市子ども未来局子育て支援課子育て家庭係

所在地 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル

電話 011-211-2988



さっぽろ市

02-F02-14-1639

26-2-1005